

# 第二次 国分寺市 就労支援 プラン

令和3年2月

国分寺市





# 第二次国分寺市就労支援プラン



## 目 次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 国分寺市就労支援プランの概要.....           | 1  |
| 1. 国分寺市就労支援プランの目的と意義 .....        | 1  |
| 2. プランの期間.....                    | 2  |
| 3. 就労困難者の定義.....                  | 2  |
| (1) 障害者 .....                     | 2  |
| (2) 子育て中の保護者 .....                | 2  |
| (3) ひとり親家庭の保護者 .....              | 2  |
| (4) 中高齢者.....                     | 2  |
| (5) その他の就労困難者 .....               | 3  |
| 4. 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響と対応策 ..... | 3  |
| 第2章 プランの推進体制・役割分担 .....           | 4  |
| 1. プランの推進体制.....                  | 4  |
| 2. プランの役割分担.....                  | 4  |
| (1) 本市の役割 .....                   | 4  |
| (2) 国及び都に期待される主な役割 .....          | 4  |
| 第3章 雇用・就労の現状.....                 | 6  |
| 1. 雇用・就労を取り巻く環境 .....             | 6  |
| (1) 人口の推移 .....                   | 6  |
| (2) 有効求人倍率と完全失業率の推移.....          | 8  |
| (3) 労働力状態 .....                   | 9  |
| (4) 就業率の推移 .....                  | 10 |
| 2. 就労困難者を取り巻く状況 .....             | 11 |
| (1) 障害者 .....                     | 11 |
| (2) 子育て中の保護者 .....                | 14 |
| (3) ひとり親家庭の保護者 .....              | 14 |
| (4) 生活保護措置状況 .....                | 15 |
| (5) 社会生活を営む上で困難を有する若者.....        | 16 |
| (6) 産業別事業所数 .....                 | 16 |

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| <b>第4章 就労支援の基本理念・方針</b> .....   | <b>17</b> |
| 1. 就労支援の基本理念 .....              | 17        |
| 2. 就労支援の方針 .....                | 17        |
| (1) 施策の体系 .....                 | 17        |
| (2) 就労困難者に向けた体系別施策・就労支援事業.....  | 18        |
| (3) 庁内・地域連携 .....               | 23        |
| <b>第5章 就労支援施策</b> .....         | <b>24</b> |
| 1. 就労に向けた不安・悩みを解消するために .....    | 26        |
| (1) 情報提供・就労相談.....              | 26        |
| 2. 就労の場の確保と働きやすい環境をつくるために ..... | 29        |
| (1) 就労機会の確保.....                | 29        |
| (2) 能力開発訓練・啓発.....              | 32        |
| 3. 地域で活躍する人材を増やすために.....        | 35        |
| (1) 地域での創業・就職支援.....            | 35        |
| 4. 職場環境を改善するために .....           | 36        |
| (1) 働き方改革の推進及び職場環境の整備支援.....    | 36        |
| <b>資料編</b> .....                | <b>39</b> |
| 1. 庁内・地域連携 .....                | 39        |
| 2. 策定の経過.....                   | 40        |
| 3. 国分寺市就労支援プラン見直し検討委員会 .....    | 41        |
| 4. 国分寺市就労支援推進委員会 .....          | 42        |





## 第1章 国分寺市就労支援プランの概要

### 1. 国分寺市就労支援プランの目的と意義

現在、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律では、同法第5条で「地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、労働に関する必要な施策を講ずるように努めなければならない。」と規定され、地方自治体は国と連携し地域の実情に即した雇用施策を推進することが法的に位置付けられています。

本市では、平成19年に「就労困難者への就労支援の方針」を定め、平成22年に方針に基づき「国分寺市就労支援方針実施計画」を策定し、全庁的に様々な施策に取り組んできました。また、平成27年に「就労困難者への就労支援の方針」及び「国分寺市就労支援方針実施計画」を改定・統合し、「国分寺市就労支援プラン」を策定しました。

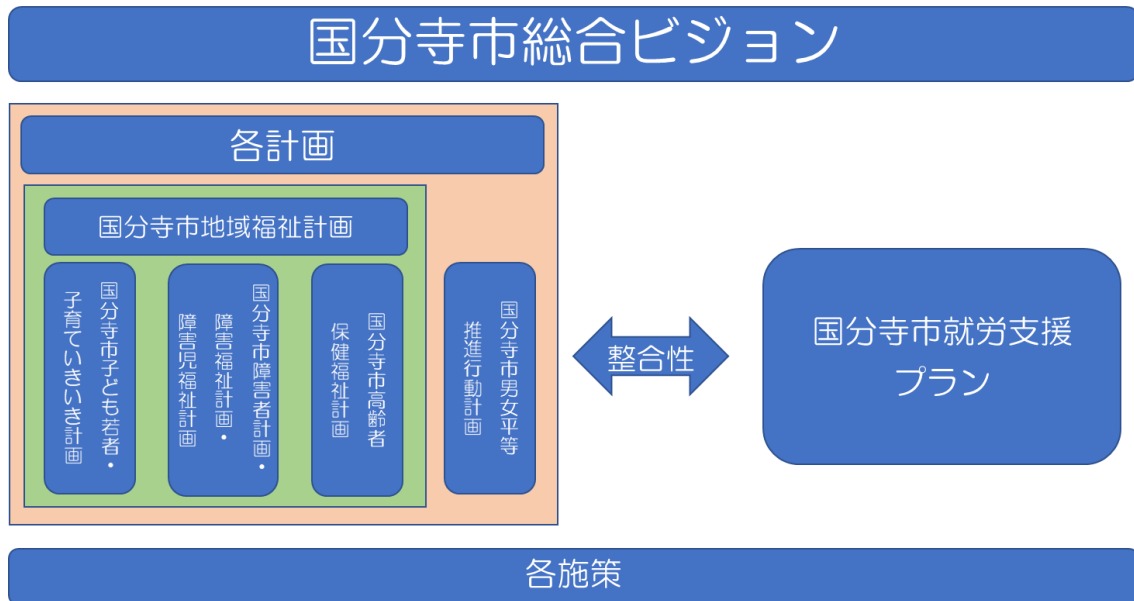
その間我が国は、少子・高齢化の急速な進行、本格的な人口減少社会が到来しました。本市の状況は、国分寺市人口ビジョンによると、今後も微増傾向で推移し、令和12年にピークを迎えるものと推計されています。

一方、雇用情勢は非正規雇用比率の上昇、団塊世代の定年退職後の就労場所の不足など、働く意欲がありながら身体的機能、年齢、家庭状況等によって就労ができないでいる人達にとって、依然として厳しい状況となっています。

こうした状況の中、新型コロナウイルス感染症のまん延により、経済全体に深刻なダメージを受けており今後の社会経済への影響にも留意する必要があるほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期など先行きが見通せない状況となっています。

このような中においても、本市のこれまでの取組を進めるとともに、感染症対策を踏まえた就労支援を行いつつ、新たな課題に向けた対応等を踏まえながら、引き続き就労困難者の就労支援を推進していきます。また、策定に当たっては「国分寺市総合ビジョン」との整合性を図るため、国分寺市ビジョン後期実行計画の期間に合わせて見直すこととしました。





## 2. プランの期間

本プランは、令和3年度から令和6年度までの4か年の期間とします。

なお、今後の社会情勢や経済状況等の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 3. 就労困難者の定義

本プランで定義する就労困難者とは、働く意欲がありながら様々な要因によって就労できない者のほか、複合的な問題を抱えて自立に困難を有する者など、次のような属性の人を対象とします。

### (1) 障害者

- ・心身の障害（身体障害・知的障害・精神障害・難病）があり働くことが困難な状況におかれている者

### (2) 子育て中の保護者

- ・子育てなどの理由により働くことが困難な状況におかれている保護者

### (3) ひとり親家庭の保護者

- ・職業に関する資格等が無いなどの理由により働くことが困難な状況におかれているひとり親家庭の保護者

### (4) 中高齢者

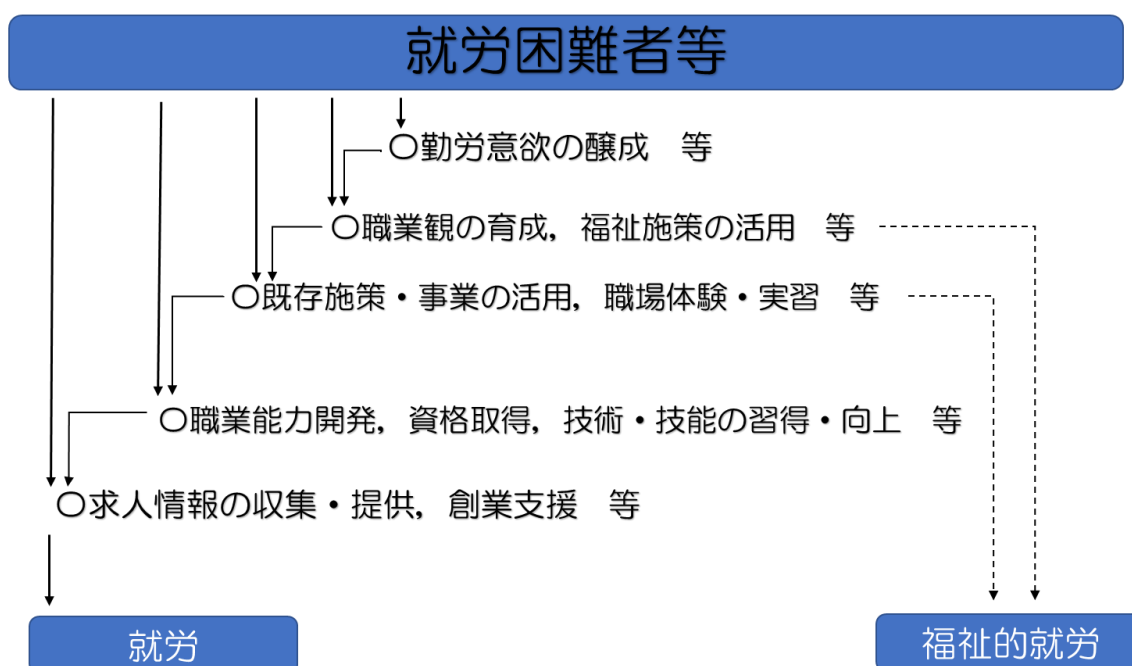
- ・年齢等の理由により働くことが困難な状況におかれている中高齢者



### (5) その他の就労困難者

- ・希望する職種がない等の理由や、健康や家族の介護などの問題のため働くことが困難な状況におかれている者
- ・雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代で希望する就職ができず、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いている、又は無業の状態にある者
- ・ひきこもりの状態にある等社会生活を営む上で困難を有する若者 など

就労阻害要因の解消に計画的・段階的に取り組んでいきます



## 4. 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響と対応策

新型コロナウイルス感染症の拡大は、我が国の経済活動の停滞を通じて、雇用・就業状況を悪化させるなど大きな影響を及ぼしています。

このような中においても就労困難者がそれぞれの状況に応じた支援を受けることができるよう、感染症対策を実施して関係機関と連携して進める必要があります。

就労支援の実施にあたっては、セミナーや相談会の会場内における感染防止対策や参加人数の制限のほか、ホームページによる情報提供などの充実を図っていきます。

また、相談業務においては、オンラインや電話による支援のほか、障害者への心身への影響なども注視し、一人ひとりに沿った業務を実施していきます。

さらに新型コロナウイルス感染症の影響により解雇や失業状態にある方を対象に、時間外労働時間削減や雇用維持として採用することを検討します。

このほか、新型コロナウイルス感染症拡大により、顕在化している雇用維持と人材確保について、国や東京都の動向を注視しながらマッチング支援を検討していきます。



## 第2章 プランの推進体制・役割分担

### 1. プランの推進体制

本プランを着実に推進するためには、計画の進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを行うことのできる進行管理体制を確立することが必要です。

そのため、庁内に「国分寺市就労支援推進委員会」及びその下部組織として「国分寺市就労支援プラン連絡専門部会」を設置し、毎年度本プランに盛り込まれた事業の進捗状況等について確認・管理をしていきます。

### 2. プランの役割分担

就労困難者の就労を支援するため、本市をはじめ、国や都などと連携・協力しながら、それぞれの役割を持って取り組みます。

#### (1) 本市の役割

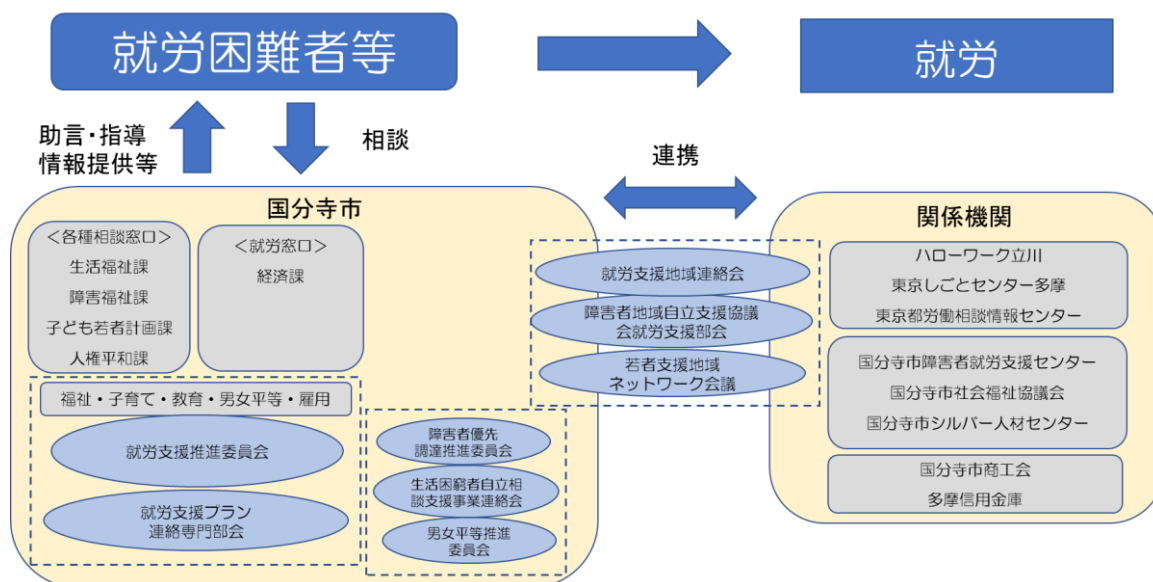
- ①地域の雇用創出（福祉のしごと相談・面接会の実施、創業支援など）
- ②就労支援情報の提供（市報、市ホームページ、リーフレットによる情報発信など）
- ③就労困難者への就労支援（障害者雇用の推進、子育て中の方やひとり親家庭の保護者への就労支援及び環境の整備、生活保護・生活困窮者への就労支援、高齢者への雇用機会の拡大など）
- ④事業主としての就労支援（庁内実習、インターンシップの実施、就職氷河期世代を含めた職員採用試験応募機会の確保など）
- ⑤職場環境の改善に関する情報提供（ワーク・ライフ・バランス、働き方改革の推進など）

#### (2) 国及び都に期待される主な役割

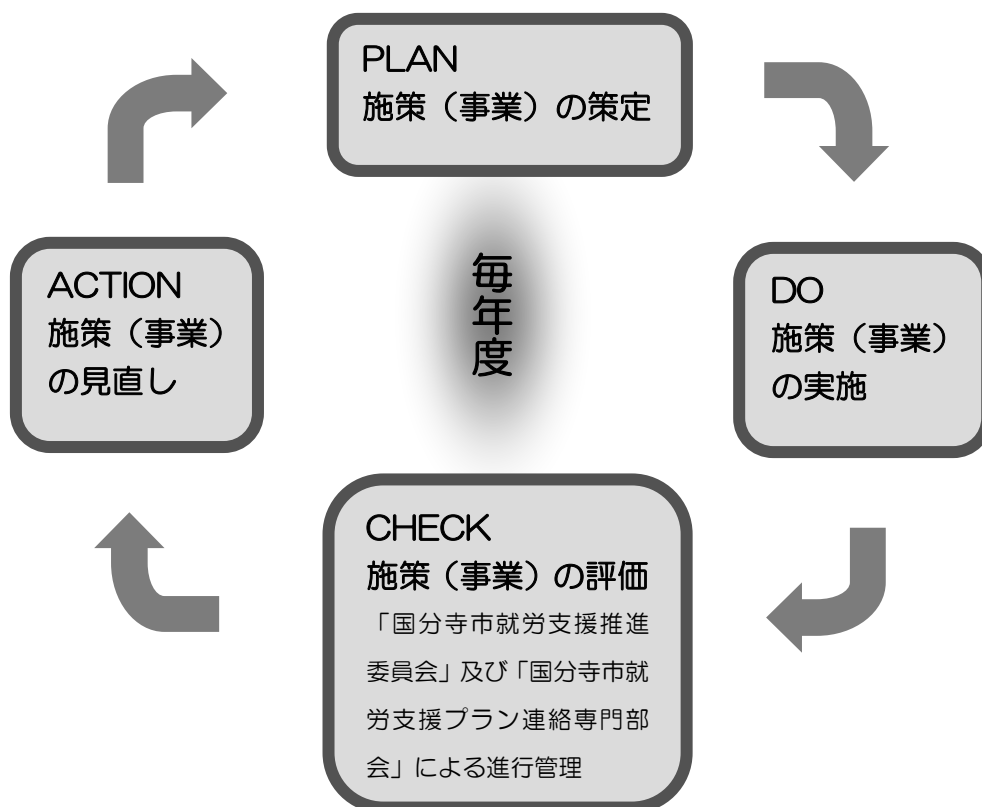
- ①全国ネットワークによる職業相談・紹介、雇用保険制度の運営、雇用対策
- ②公共職業訓練の企画・運営、ワーク・ライフ・バランスの推進、中小企業振興等の産業振興施策、福祉、教育分野での施策立案
- ③生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じた就業促進  
（労働時間の短縮・労働者の希望に応じた多様な形態で就業する機会の確保など）
- ④雇用（働き方）の基本原則（無期、直接、フルタイム）の実現  
（不安定な雇用状態の是正を図るため正規労働者として雇用される環境整備など）



## 就労支援の推進体制



## 事業進捗状況の評価





## 第3章 雇用・就労の現状

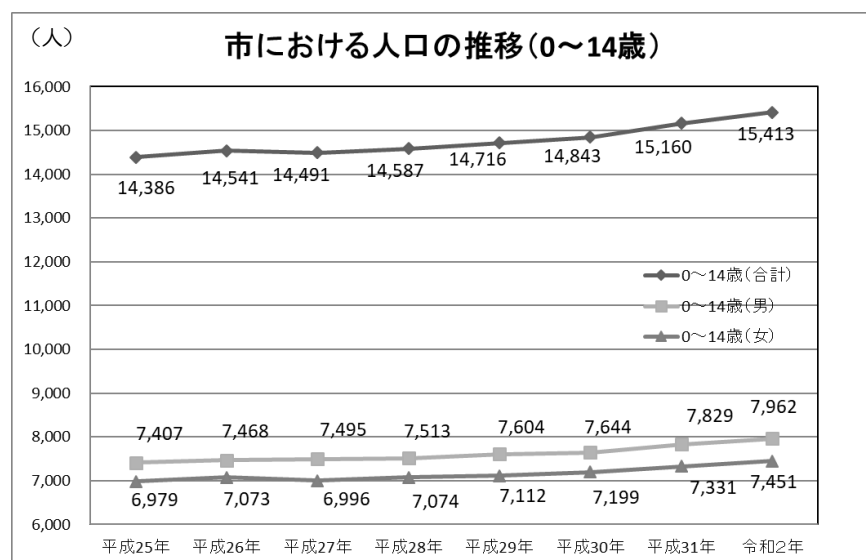
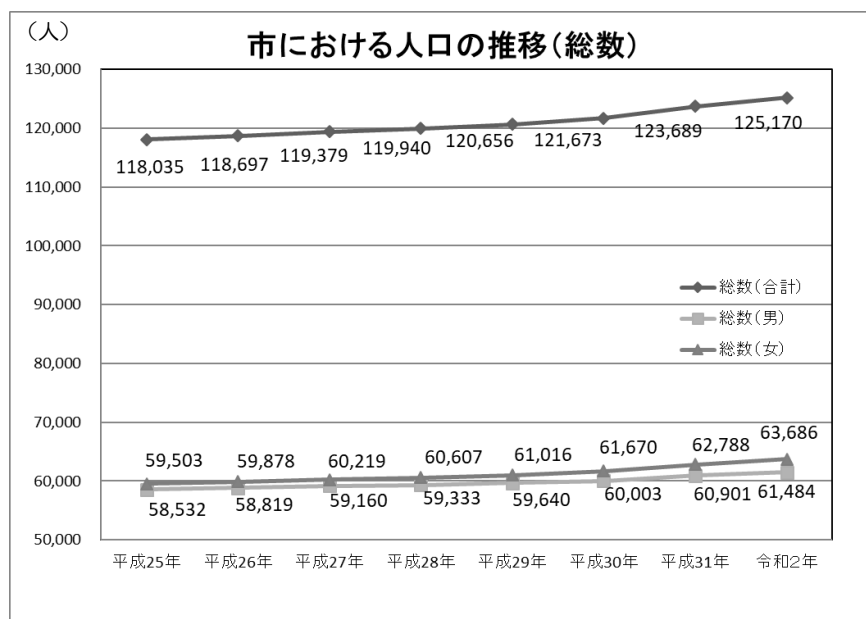
### 1. 雇用・就労を取り巻く環境

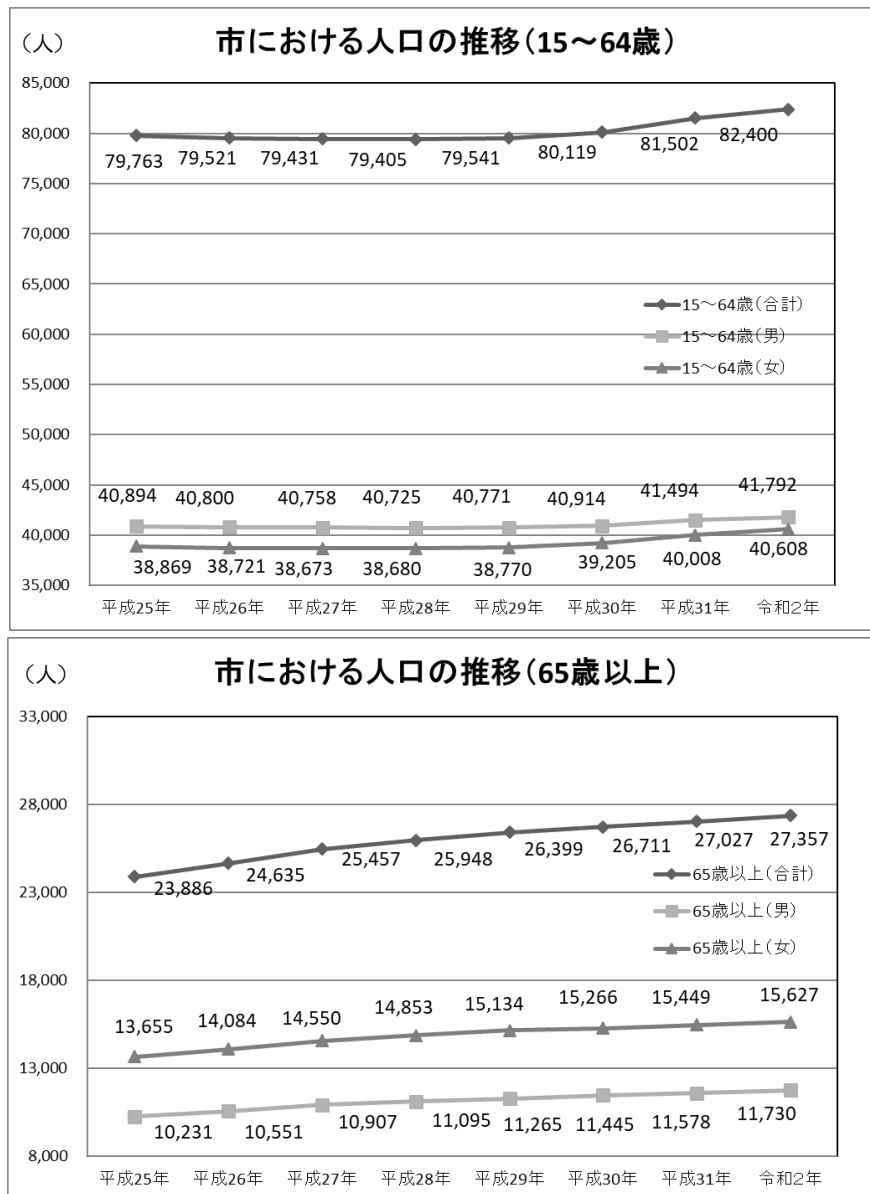
#### (1) 人口の推移

市の人口の推移は、総数では平成25年から増加傾向で推移しています。

世代別に見ると平成28年までは14歳以下の年代と15～64歳の労働力人口は横ばいまたは減少傾向となっていました、近年は増加傾向となっています。

65歳以上の世代は一貫して増加傾向で推移しています。





(資料：住民基本台帳 各年1月1日現在 外国人を含む)

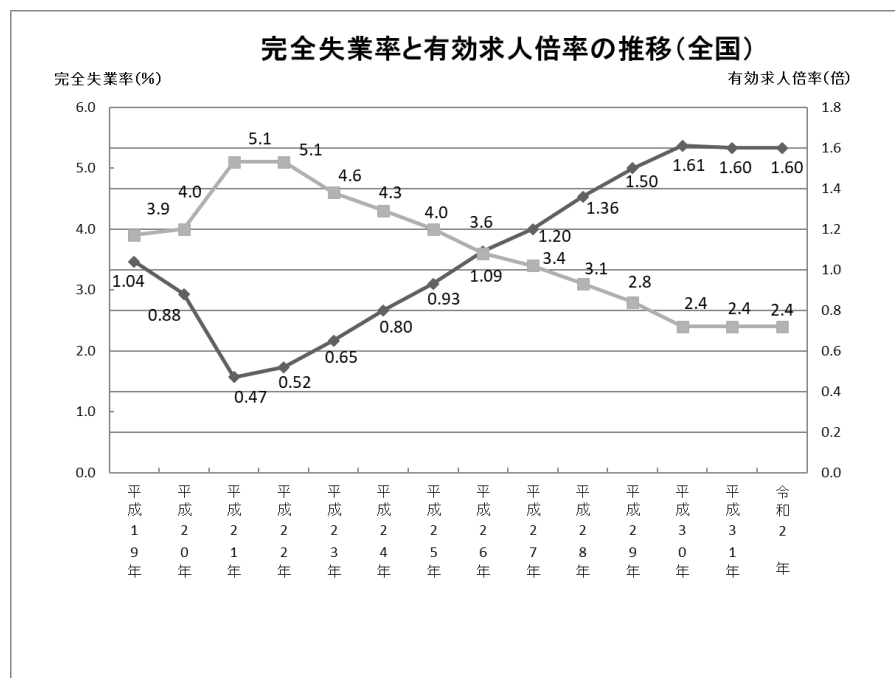


## (2) 有効求人倍率と完全失業率の推移

求職者（仕事を探している人）1人に対してどのくらいの求人があるのかを示した有効求人倍率の全国数値は、リーマンショックに端を発する景気低迷により平成21年には0.47倍まで落ち込みましたが、その後徐々に回復し平成31年には1.60倍まで回復しています。

また、労働力人口に占める完全失業者の割合である完全失業率は、有効求人倍率と同様、平成21年に5.1%と増加しましたが、その後減少が続き、平成31年には2.4%まで減少しました。

しかしながら、令和2年に世界的な感染拡大に至った新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年9月現在、有効求人倍率は1.03倍に落ち込み、完全失業率は3.0%まで増加しており、今後の動向を注視する必要があります。



(資料：完全失業率は、総務省「労働力調査」、有効求人倍率は、厚生労働省「一般職業紹介状況」)



### (3) 労働力状態

市における労働力状態は、人口の推移を見ると、15歳以上の人口は増加傾向にあるものの、労働力総数、就業者総数ともに横ばいで推移しています。

男女別に見ると、男性では15歳以上の人口は増加傾向であるものの、労働力総数は横ばいで推移しています。

一方、女性では15歳以上の人口、労働力総数ともに増加傾向であることが見てとれます。

市における労働力状態、男女別15歳以上の人口

単位：人

|        |       | 15歳以上の人口 | 労働力    |        |        |             |               |       |            | 非労働力   |
|--------|-------|----------|--------|--------|--------|-------------|---------------|-------|------------|--------|
|        |       |          | 総 数    | 就業者    |        |             |               |       | 完 全<br>失業者 |        |
|        |       |          |        | 総 数    | 主に仕事   | 家事のほか<br>仕事 | 通学のかた<br>わら仕事 | 休業者   |            |        |
| 総<br>数 | 平成12年 | 98,096   | 56,528 | 54,290 | 45,671 | 5,797       | 2,057         | 765   | 2,238      | 36,794 |
|        | 平成17年 | 101,622  | 55,310 | 52,467 | 42,828 | 6,769       | 1,897         | 973   | 2,843      | 37,085 |
|        | 平成22年 | 105,338  | 58,485 | 55,100 | 45,352 | 6,819       | 2,047         | 882   | 3,385      | 37,648 |
|        | 平成27年 | 106,211  | 56,463 | 54,565 | 43,912 | 7,398       | 2,017         | 1,238 | 1,898      | 35,182 |
| 男      | 平成12年 | 49,698   | 34,878 | 33,508 | 31,667 | 355         | 1,090         | 396   | 1,370      | 11,350 |
|        | 平成17年 | 50,610   | 33,382 | 31,557 | 29,579 | 504         | 966           | 508   | 1,825      | 11,124 |
|        | 平成22年 | 51,972   | 34,660 | 32,484 | 30,523 | 547         | 1,001         | 413   | 2,176      | 12,212 |
|        | 平成27年 | 51,860   | 32,339 | 31,123 | 29,024 | 640         | 944           | 515   | 1,216      | 11,804 |
| 女      | 平成12年 | 48,398   | 21,650 | 20,782 | 14,004 | 5,442       | 967           | 369   | 868        | 25,444 |
|        | 平成17年 | 51,012   | 21,928 | 20,910 | 13,249 | 6,265       | 931           | 465   | 1,018      | 25,961 |
|        | 平成22年 | 53,366   | 23,825 | 22,616 | 14,829 | 6,272       | 1,046         | 469   | 1,209      | 25,436 |
|        | 平成27年 | 54,351   | 24,124 | 23,442 | 14,888 | 6,758       | 1,073         | 723   | 682        | 23,378 |

※15歳以上人口は、労働力状態「不詳」を含む。

(資料：国勢調査)



#### (4) 就業率の推移

市における男女別 15 歳以上人口の就業率を見ると、男性の年代別就業率をグラフに示すと 25 歳～64 歳を上辺とした台形に近い形を示しています。経年推移を見ると平成 22 年から平成 27 年にかけて 30 歳～49 歳については 4～6%減少していますが、60 歳～64 歳及び 65 歳以上については 1～2%の増加を示しています。

女性の年代別就業率をグラフに示すと、M 字型カーブを示しており、30 歳～44 歳の子育て世代の就業率が 25 歳～29 歳及び 45 歳～54 歳よりも低くなっています。経年推移を見ると平成 22 年から平成 27 年にかけて 35 歳～49 歳についてはおよそ 2～3%増加しており、若干 M 字型カーブが緩和されています。

市における男女別15歳以上人口の就業率の推移

【男性】

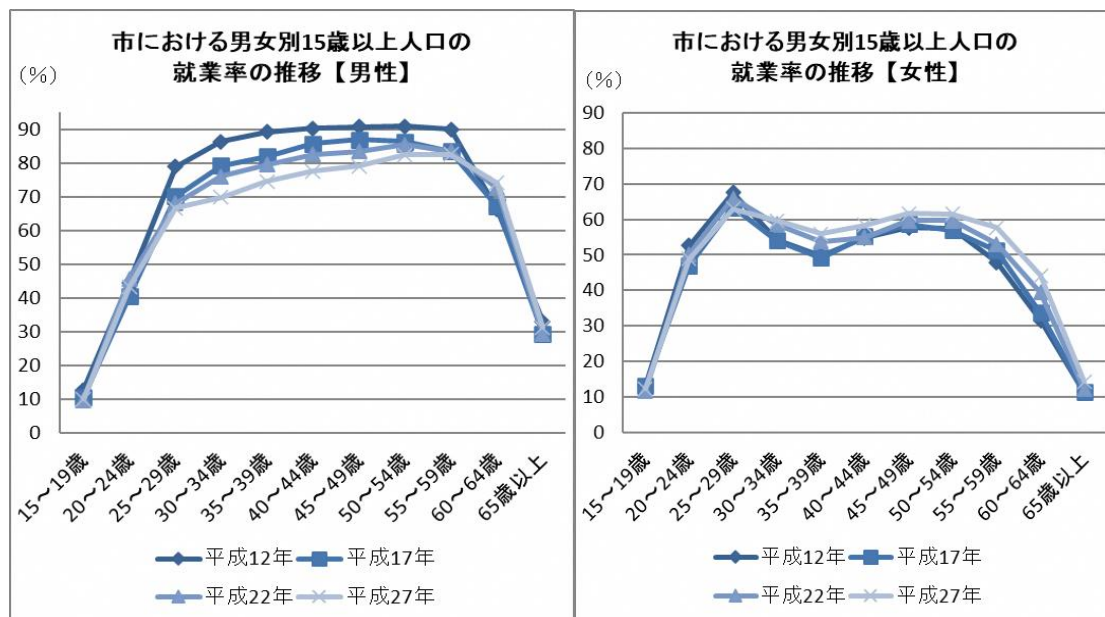
単位: %

|       | 15～19歳 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65歳以上 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 平成12年 | 12.8   | 44.6   | 79.0   | 86.3   | 89.2   | 90.3   | 90.8   | 90.9   | 90.0   | 66.2   | 33.0  |
| 平成17年 | 10.7   | 40.5   | 70.2   | 79.3   | 82.0   | 85.7   | 86.9   | 86.4   | 83.4   | 67.1   | 29.4  |
| 平成22年 | 9.7    | 45.7   | 68.1   | 76.0   | 79.5   | 82.6   | 83.5   | 85.4   | 83.4   | 72.6   | 29.4  |
| 平成27年 | 10.1   | 43.2   | 66.6   | 69.8   | 74.6   | 77.6   | 79.0   | 82.4   | 82.6   | 74.1   | 31.3  |

【女性】

|       | 15～19歳 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65歳以上 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 平成12年 | 13.2   | 52.7   | 67.6   | 54.2   | 49.8   | 54.8   | 57.6   | 57.5   | 47.9   | 31.5   | 11.3  |
| 平成17年 | 13.2   | 47.1   | 63.4   | 54.1   | 49.2   | 55.2   | 58.6   | 57.0   | 51.2   | 33.7   | 11.3  |
| 平成22年 | 11.7   | 50.2   | 65.9   | 58.7   | 53.8   | 54.9   | 59.7   | 59.7   | 53.1   | 39.4   | 12.2  |
| 平成27年 | 12.3   | 48.9   | 63.0   | 59.7   | 56.0   | 58.4   | 61.7   | 61.5   | 57.6   | 44.1   | 14.3  |

(資料: 国勢調査)

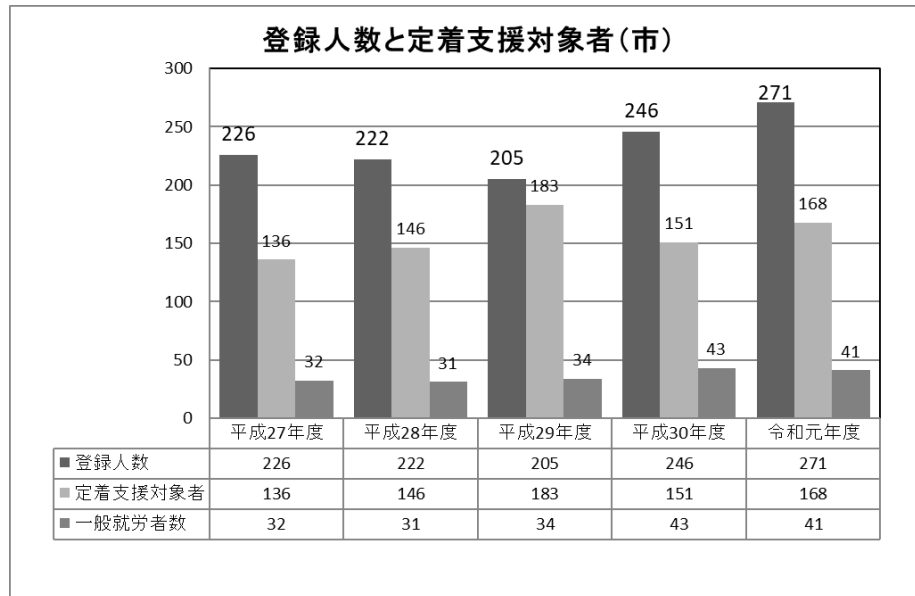




## 2. 就労困難者を取り巻く状況

### (1) 障害者

市における障害者就労支援センターの登録人数を見ると、平成29年度以降年々増加傾向となっています。また、定着支援対象者も年度によって増減はありますが、増加傾向にあります。



(資料：障害福祉課より 各年度3月31日現在)





市における身体障害者障害別手帳保持状況を見ると、令和元年度で最も多いのは肢体不自由による交付で、全体の約48%を占めています。各年度の推移については、増減はあるものの、概ね横ばい傾向となっています。

市における身体障害者障害別手帳保持状況

単位：人

| 年度     | 総数    | 視覚  | 聴覚  | 肢体    | 言語 | 内部  |
|--------|-------|-----|-----|-------|----|-----|
| 平成27年度 | 3,000 | 173 | 285 | 1,590 | 82 | 870 |
| 平成28年度 | 2,982 | 162 | 286 | 1,586 | 75 | 873 |
| 平成29年度 | 2,908 | 152 | 270 | 1,571 | 71 | 844 |
| 平成30年度 | 2,806 | 152 | 301 | 1,358 | 61 | 934 |
| 令和元年度  | 2,826 | 157 | 301 | 1,347 | 62 | 959 |

(資料：国分寺市統計 各年度3月31日現在)

市における愛の手帳（知的障害の方に交付）保持状況を見ると、総数は増加傾向で推移しています。

市における愛の手帳保持状況

単位：人

| 年度     | 総数  |
|--------|-----|
| 平成27年度 | 708 |
| 平成28年度 | 743 |
| 平成29年度 | 754 |
| 平成30年度 | 768 |
| 令和元年度  | 803 |

(資料：国分寺市統計 各年度3月31日現在)



また、市における精神障害者数の状況を見ると、精神障害者保健福祉手帳の交付件数、心身の障害を除去・軽減するための医療について医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度である自立支援医療（精神通院医療）の承認件数は、いずれも増加傾向で推移しています。

精神障害者保健福祉手帳交付件数

| 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 437    | 433    | 507    | 521    | 576    |

（資料：福祉・衛生 統計年報 平成26年度～平成30年度）

自立支援医療（精神通院医療）承認件数

| 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1,797  | 1,935  | 1,984  | 2,010  | 2,136  |

（資料：福祉・衛生 統計年報 平成26年度～平成30年度）

市における難病患者数については、国及び都が難病として認定する特殊疾病認定患者数の推移で見ると、増減はあるものの、概ね横ばい傾向となっています。

特殊疾病認定患者数状況

単位：人

| 年度     | 総数    |
|--------|-------|
| 平成26年度 | 1,107 |
| 平成27年度 | 1,069 |
| 平成28年度 | 1,136 |
| 平成29年度 | 1,046 |
| 平成30年度 | 1,057 |

（資料：福祉・衛生 統計年報 平成26年度～平成30年度）



## (2) 子育て中の保護者

市における保育所の定数及び入所理由状況を見ると、年々定員数の拡充に伴い、入所数も増加しており、その理由も労働によるものが約95%を占めています。

市における保育所の定員数及び入所理由状況

単位:人

|                  |             |     | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------------|-------------|-----|--------|--------|--------|--------|-------|
| 定員数              |             |     | 2,199  | 2,312  | 2,614  | 2,740  | 2,937 |
| 待機児童数            |             |     | 88     | 102    | 92     | 202    | 125   |
| 保護者の状況<br>（入所理由） | 居宅外労働       | 常勤  | 1,217  | 1,313  | 1,411  | 1,520  | 1,633 |
|                  |             | その他 | 598    | 646    | 695    | 749    | 805   |
|                  | 居宅内労働       | 自営  | 150    | 170    | 176    | 152    | 164   |
|                  |             | 内職  | 1      | 6      | 10     | 1      | 1     |
|                  | 労働による入所理由の計 |     | 1,966  | 2,135  | 2,292  | 2,422  | 2,603 |
|                  | 身出障・産・疾・看護病 |     | 43     | 33     | 47     | 56     | 69    |
|                  | その他         |     | 66     | 77     | 77     | 81     | 82    |
|                  | 入所児童数合計     |     | 2,075  | 2,245  | 2,416  | 2,559  | 2,754 |

(資料:子ども子育てサービス課より 各年4月1日現在)

※保護者とは、主に保育にあたる者＝主に母親。ひとり親の場合は、父親、母親のどちらかとなる。

※定員数・入所理由・合計は、保育所統計(338-2表及び340表 各年4月分)により、認可保育所について計上。

※待機児童数は、厚生労働省実施 待機児童数調査(各年4月1日現在)より計上。

## (3) ひとり親家庭の保護者

市における母子及び父子世帯数の推移を見ると、全世帯数は増加傾向で推移していますが、母子世帯は横ばい、父子世帯は減少傾向で推移しています。

市における母子及び父子世帯数

|       | 全世帯    |        | うち母子世帯 |      | うち父子世帯 |      |
|-------|--------|--------|--------|------|--------|------|
|       | 世帯数    | 割合     | 世帯数    | 割合   | 世帯数    | 割合   |
| 平成12年 | 50,949 | 100.0% | 359    | 0.7% | 59     | 0.1% |
| 平成17年 | 53,117 | 100.0% | 389    | 0.7% | 58     | 0.1% |
| 平成22年 | 57,687 | 100.0% | 373    | 0.6% | 51     | 0.1% |
| 平成27年 | 59,089 | 100.0% | 380    | 0.6% | 45     | 0.1% |

(資料:国勢調査)

※母子・父子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親・男親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいう。



#### (4) 生活保護措置状況

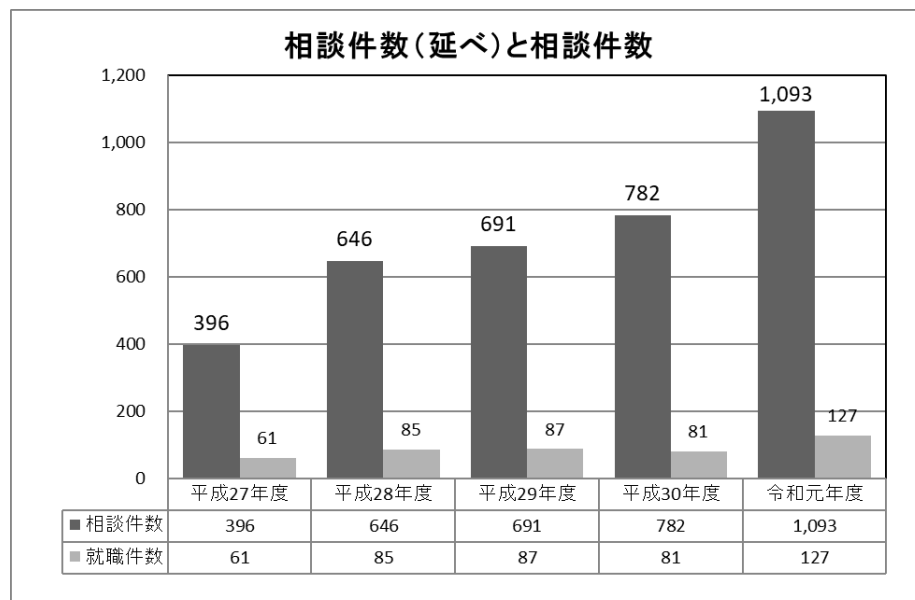
市における生活保護措置状況を見ると、世帯数は増加傾向、人員は平成30年度までは減少傾向で推移していましたが、令和元年度は増加に転じています。

市における生活保護措置状況

|        | 世帯数 | 人員    | 保護率(%) |
|--------|-----|-------|--------|
| 平成27年度 | 964 | 1,170 | 9.7    |
| 平成28年度 | 966 | 1,166 | 9.7    |
| 平成29年度 | 969 | 1,165 | 9.5    |
| 平成30年度 | 970 | 1,162 | 9.4    |
| 令和元年度  | 986 | 1,182 | 9.3    |

(資料: 生活福祉課より 各年度3月31日現在)

また、市における生活保護被保護者の相談件数と就職件数を見ると、相談件数の増加とともに、就職件数も増加しています。

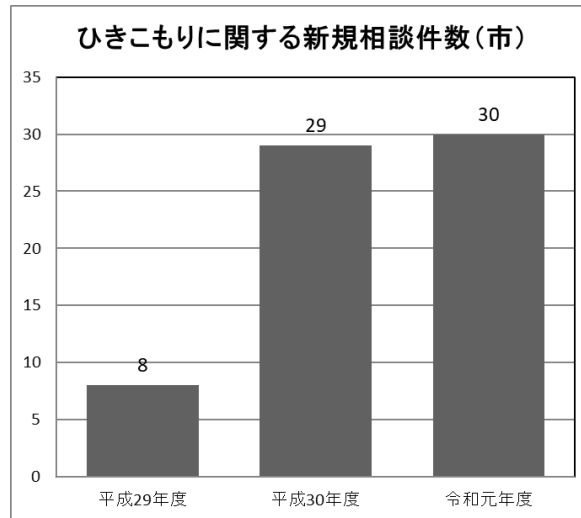


(資料: 生活福祉課より 各年度3月31日現在)



### (5) 社会生活を営む上で困難を有する若者

市における社会生活を営む上で困難を有する若者の新規相談件数を見ると、平成30年度及び令和元年度ともに約30件で推移しています。



(資料：子ども若者計画課より 各年度3月31日現在)

### (6) 産業別事業所数

市における産業(大分類)別事業所数を見ると、平成26年から平成28年にかけてほとんどの産業の事業所数及び従業員数が減少傾向となっています。平成28年の事業所数では、多い順に卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉となっており、全体の約52%を占めています。

市における産業(大分類)別事業所数及び従業員数

| 産業分類              | 平成24年(2月1日) |         | 平成26年(7月1日) |         | 平成28年(6月1日) |         |
|-------------------|-------------|---------|-------------|---------|-------------|---------|
|                   | 事業所数        | 従業員数(人) | 事業所数        | 従業員数(人) | 事業所数        | 従業員数(人) |
| 農林漁業              | 8           | 69      | 7           | 55      | 7           | 28      |
| 鉱業・採石業・砂利採取業      | -           | -       | -           | -       | -           | -       |
| 建設業               | 266         | 1,850   | 259         | 1,575   | 240         | 1,552   |
| 製造業               | 93          | 1,333   | 95          | 1,385   | 88          | 1,378   |
| 電気・ガス・熱供給・水道業     | 3           | 30      | -           | -       | -           | -       |
| 情報通信業             | 96          | 1,338   | 91          | 1,206   | 85          | 1,358   |
| 運輸業・郵便業           | 30          | 1,080   | 27          | 749     | 23          | 613     |
| 卸売業・小売業           | 819         | 7,065   | 813         | 6,876   | 752         | 6,724   |
| 金融業・保険業           | 42          | 610     | 41          | 641     | 38          | 624     |
| 不動産業・物品賃貸業        | 319         | 1,476   | 337         | 1,483   | 313         | 1,388   |
| 学術研究・専門・技術サービス業   | 190         | 2,947   | 190         | 2,579   | 193         | 2,378   |
| 宿泊業・飲食サービス業       | 592         | 5,578   | 598         | 5,394   | 581         | 5,163   |
| 生活関連サービス業・娯楽業     | 303         | 1,817   | 307         | 1,994   | 299         | 1,534   |
| 教育・学習支援業          | 179         | 2,282   | 229         | 3,242   | 210         | 2,273   |
| 医療・福祉             | 370         | 4,170   | 477         | 5,669   | 450         | 5,358   |
| 複合サービス業           | 12          | 149     | 13          | 355     | 13          | 358     |
| サービス業(他に分類されないもの) | 168         | 3,155   | 172         | 3,055   | 158         | 3,137   |
| 公務(他に分類されるものを除く)  | -           | -       | 18          | 888     | -           | -       |
| 合計                | 3,490       | 34,949  | 3,674       | 37,146  | 3,450       | 33,866  |

(資料：平成26年経済センサス基礎調査, 平成24年・28年経済センサス活動調査)



## 第4章 就労支援の基本理念・方針

### 1. 就労支援の基本理念

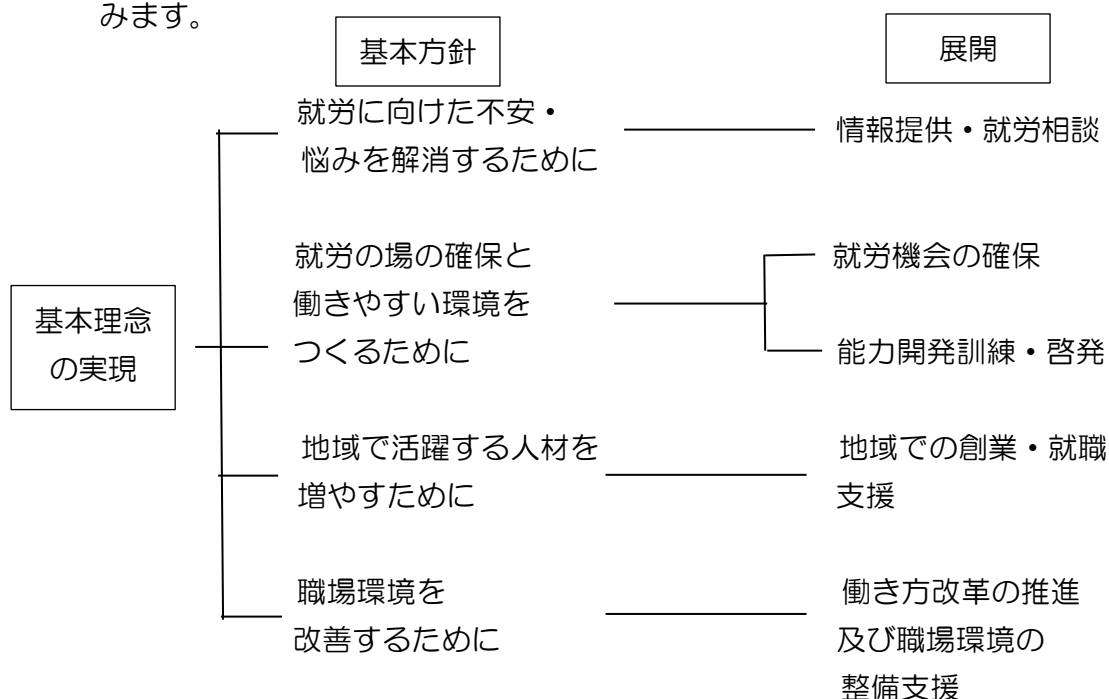
本市では、「多様な生き方が可能な、誰もが安心して働けるまちづくり」を念頭に、就労による自己実現や社会参加の実現に向け、市民一人ひとりが自由で豊かな人生を送るために就労の機会が保障される社会を目指します。

### 2. 就労支援の方針

基本理念及びSDGsの目標に定める「働きがいも経済成長も」を目指すため、市は、庁内関係部署と就労関係機関、地域の関係団体との連携をより深め、安定した雇用や収入を得る機会を創出するとともに、働き方改革を推進するために事業者を支援する必要があります。また、誰もが人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、就労支援の面から施策を展開します。そのため市は、市民とともに就労が困難となる様々な要因や不安を理解し、それらの解消を図るための相談対応や啓発活動、雇用機会の創出、多様な働き方の実現に向け、既存事業の活用・充実と新たな事業の導入を進め各種の支援に取り組みます。また、就労困難者の就労を促進するため、以下のとおり方針を展開していきます。

#### (1) 施策の体系

基本理念にのっとり、次の体系に沿った具体的な施策・事業を全庁的に取り組みます。





## (2) 就労困難者に向けた体系別施策・就労支援事業

就労支援の方針に示された考え方を進めるためには、様々な施策を全庁的に連携して展開していく必要があります。具体的な施策・事業を以下に例示するとともに、その実現に向けた取組を積極的に進めます。

### 《就労に向けた不安・悩みを解消するために》

#### ①情報の収集と提供の推進

仕事を始めるにあたっての不安、仕事のミスマッチ、職場の人間関係等、様々な悩みや問題の解消・軽減に向けて、市をはじめ、東京しごとセンター多摩やハローワーク等の就労関係機関・団体の相談窓口や支援施策・制度、技能訓練、関連講座・セミナーなどの必要な情報を必要な時に正確に、市民がいつでも身近に知ることにより活用できる支援が必要です。そこで、市や就労関係機関・団体が提供している情報を収集・整理し、市ホームページや市報等に掲載して市民に提供します。併せてハローワークの求人情報のうち、市内等の求人情報を閲覧できるよう内容の充実を図ります。

- ・市報や市ホームページを活用した情報提供
- ・市ホームページに就労関係機関の情報を集約
- ・支援情報を掲載したリーフレット等の提供
- ・市内等求人情報の掲載及び就労支援情報コーナーの設置 など

#### ②就労相談・支援体制の確立

仕事選びや仕事への適性、職場での人間関係等、就労に伴う様々な不安や悩みを払拭するためには、よりきめ細かな支援策として相談窓口の充実が必要です。

障害者の一般就労に当たっては技術・技能面以上に精神面でのサポートが不可欠であり、障害者就労支援センターにおいて生活面も併せ、相談員及び障害特性を踏まえた専門的な支援を行うジョブコーチが施設訓練から一般就労、再チャレンジへと障害者が安心して就労できるよう支援を進めます。

また、生活保護法に基づく被保護者及び要保護者を対象に、就労支援員が就労に関する相談に応じ、就労の指導をすることやハローワークその他の機関と連携することにより、被保護者等の就労の促進を図っていきます。

経済的困窮、社会的孤立の状態にある方々については、生活保護受給者が年々増加するなど、そのセーフティネットの強化が求められています。そういった中、平成27年4月より「生活困窮者自立支援法」が施行されました。同法に基づき、生活困窮者が抱える多様な課題に対する相談を包括的に受ける窓口において、関係者と連携し、就労に向けた支援を中心に様々な支援を進めていきます。



また、ひきこもりの状態にある等困難を抱える若者やその家族等を早期に相談につなげることが求められています。市では国分寺市若者支援地域ネットワーク会議を設置し、教育・福祉・保健・医療・更生保護・雇用等の各分野の庁内関係課及び関係機関・団体と連携し、当事者が抱える複合的な問題の解決を図り、自立に向けた支援を行います。

- ・障害者就労支援センターにおける就労相談
- ・生活保護被保護者及び要保護者への就労支援員による就労相談
- ・生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業の実施
- ・ひきこもりの状態にある等困難を抱える若者やその家族等への庁内関係課及び関係機関による支援 など

#### 《就労の場の確保と働きやすい環境をつくるために》

##### ①就労機会の確保に向けた支援の促進

ハローワークや東京都、東京しごとセンター多摩等の機関において、就労に向けた支援のほか、就労後の労働問題、キャリア相談など様々な相談窓口が開設され、多くの方に利用されています。

市では的確な窓口への誘導に加えて、求職者の就労をきめ細かく支援するため、各関係機関との共催で若年者や中高齢者等の対象者別に地域の企業を集めた合同面接会や相談会を開催します。

また、商工業団体と連携して地域経済の活性化を進め雇用創出を図るとともに、就労困難者の雇用を推進するため、事業者に対する啓発や支援策を検討します。

さらに労働や福祉の分野に限らず、様々な部署において、事務事業の見直しを進め事業の委託・短時間雇用の検討、就労機会の確保に向けた支援を図るほか、シルバー人材センター等の事業支援を進め、蓄積された技術力・経験を活かした地域活動への参加を促します。

障害者雇用においては、事業所への啓発を通じて、理解と協力を図るとともに、平成25年4月1日に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき策定した「国分寺市障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」により、障害者就労施設等からの優先的な物品、役務等の調達の推進を図り、就労機会の確保に努めます。

また、農福連携については、農業者や障害者就労施設及び庁内関係課等と連携し、農業分野のニーズと福祉分野のニーズを満たす仕組みについて研究を進め、具体的な取組を更に充実させていきます。



このほか、東京都が支援する就労に困難を抱える人が働く枠組みであるソーシャルファームの創設や活動についての普及啓発に努めます。

就職氷河期世代への支援については、就職氷河期世代を含めた多様な人材を確保するため、市職員採用試験の実施方法等を検討します。

子育て中の保護者への支援については、保育施設を整備し、利用定員数を拡充することで待機児童の解消を図り、働きやすい環境づくりを推進していきます。

- ・就職面接会・相談会の実施
- ・障害者就労施設等における就労機会の拡大
- ・シルバー人材センターによる就業分野拡大への支援
- ・障害者雇用の推進
- ・就職氷河期世代を含めた市職員採用試験の応募機会の確保
- ・保育施設利用定員数の拡充による待機児童解消 など

#### ②能力開発・向上に向けた支援の促進

職業観・勤労観の育成と仕事のミスマッチを防ぐため、中学生の職場体験、大学生の就業体験としてのインターンシップ等の活用に向けて事業者へ周知を図ります。

また、障害者就労支援センターが実施する就労訓練の場として市役所の活用を図るとともに、訓練の場として一般事業所の利用についても事業者の理解と協力が得られるよう取り組みます。

さらに、職業能力の向上に取り組むひとり親家庭の保護者を対象とした自立支援給付金事業や高等職業訓練促進給付金制度の活用のほか、都立職業能力センターが実施する職業能力訓練制度について、特に人手不足分野である介護・建設業等に求職を希望する方に対し情報提供します。

- ・職場体験・インターンシップ制度の活用
- ・障害者の技能実務向上のための庁内実習訓練
- ・ひとり親家庭自立支援給付金、高等職業訓練促進給付金制度の実施
- ・人手不足分野（介護・建設業等）における職業能力訓練制度の周知 など



### ③啓発活動の推進

離職期間が長期間になるなどで勤労意欲が乏しい方などに対しては、様々な課題や問題点について、解決を図るための支援を進める必要があります。

東京しごとセンター多摩では、専門のキャリアカウンセラーによる個々の状況に応じた仕事選びの相談支援や自己の適性診断の実施など、きめ細かなサービスを提供しています。東京しごとセンター多摩は、本市の就労支援を推進していく上でも大きな役割を担っており、連携して対象者別の就労支援セミナーを開催します。

- ・対象者別の求職者向け就労支援セミナーの実施
- ・結婚や出産、介護等の理由で離職した女性のための再就職支援セミナーの実施など

### 《地域で活躍する人材を増やすために》

#### ①地域での創業・就職支援

近年、職場と住まいが近接する働き方である「職住近接」を希望する方が増えています。この働き方を実現するためには、地域での創業や雇用の創出が必要となります。

この方針を具体化するために、創業を予定している方等に対して、創業個別相談会やセミナーなどを実施して創業を支援します。

また、地域で雇用を創出するために、地域の関係機関が連携して特に人手不足分野である福祉施設（介護・障害・保育施設等）の事業者による、しごと相談・面接会を実施します。

- ・創業支援事業（創業支援セミナー・個別相談会・創業塾）の実施
- ・福祉のしごと相談・面接会の実施 など



### 《職場環境を改善するために》

#### ①働き方改革の推進及び職場環境の整備支援

我が国の労働制度と働き方においては、長時間労働や非正規雇用労働者の待遇等に関する問題に加え、男女雇用平等の推進や高齢者等の労働参加に関する課題、中小企業における人材不足など様々な問題が存在します。

働き方改革は、こうした問題を解決することにより、多様な働き方への取組や労働参加率の向上に加え、労働者のモチベーションを高め、生産性の向上にもつながります。

このため、事業者を対象とした働き方改革に関する個別相談会を実施し、事業者の生産性の向上を図ります。また、市内事業者を対象に就労が困難となる様々な要因の解消のために、労働法規の遵守や従業員の就労意欲の向上、多様性のある誰もが働きやすい環境づくりなどの職場環境の改善をテーマに労働セミナーを実施して啓発に努めます。さらに今後は介護や育児、病気治療と仕事の両立などのテーマでの実施について検討します。

また、就労を進める上で事業所の協力は不可欠であるため、特に商工団体との連携強化を図ります。

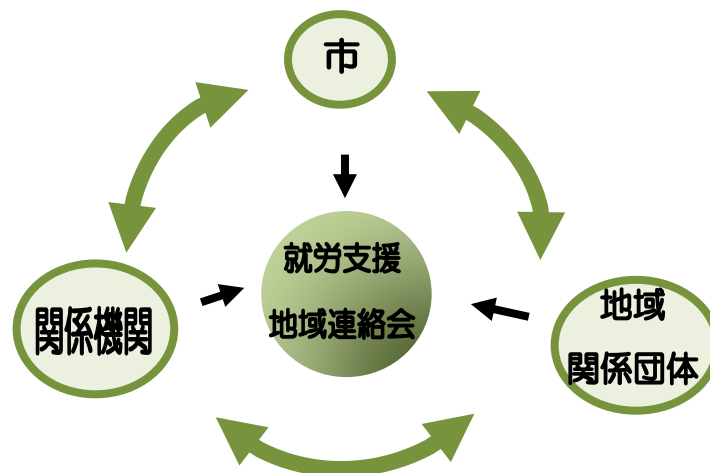
- ・ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供、関連講座の開催
- ・働き方改革に関する個別相談会の実施
- ・職場環境整備に関する労働セミナーの実施
- ・テレワークの普及の促進 など





### (3) 庁内・地域連携

《国分寺市就労支援地域連絡会概要図》



【目的】 庁内及び関係機関・地域関係団体との雇用・就労に関する情報交換，交流と啓発を進めるとともに，地域雇用創出に向けた各種の支援施策への協力と連携を図ります。

【機能】 ①市及び関係機関，地域関係団体との雇用・就労情報の交換と交流  
 ②商工団体，事業所等への就労困難者に対する理解と啓発  
 ③地域雇用創出に向けた施策の意見交換

【構成】 市・関係機関・地域関係団体

市：国分寺市市民生活部経済課

関係機関：ハローワーク立川，東京しごとセンター多摩，  
 東京都労働相談情報センター国分寺事務所

地域関係団体：国分寺市商工会，多摩信用金庫，国分寺市社会福祉協議会  
 国分寺市シルバー人材センター，国分寺市障害者就労支援センター





## 第5章 就労支援施策

「第4章 就労支援の基本理念・方針 『1. 就労支援の基本理念』」では、就労支援の基本理念を次のとおり定めています。

本市では、「多様な生き方が可能な、誰もが安心して働けるまちづくり」を念頭に、就労による自己実現や社会参加の実現に向け市民一人ひとりが自由で豊かな人生を送るために就労の機会が保障される社会を目指します。

また、「第4章 就労支援の基本理念・方針 『2. 就労支援の方針』」では、上記の基本理念の実現を目指すため、次のような施策の必要性及び方向性を示しています。

基本理念及びSDGsの目標に定める「働きがいも経済成長も」を目指すため、市は、庁内関係部署と就労関係機関、地域の関係団体との連携をより深め、安定した雇用や収入を得る機会を創出するとともに、働き方改革を推進するために事業者を支援する必要があります。そのため市は、市民とともに就労が困難となる様々な要因や不安を理解し、それらの解消を図るための相談対応や啓発活動、雇用機会の創出、多様な働き方の実現に向け、既存事業の活用・充実と新たな事業の導入を進め各種の支援に取り組みます。就労困難者の就労を促進するため、以下のとおり方針を展開していきます。

基本理念にのっとり、次のような施策の柱となる体系を定め、この体系に沿った事業を関係機関等の協力のもと全庁的取り組んでいきます。

基本方針1：就労に向けた不安・悩みを解消するために

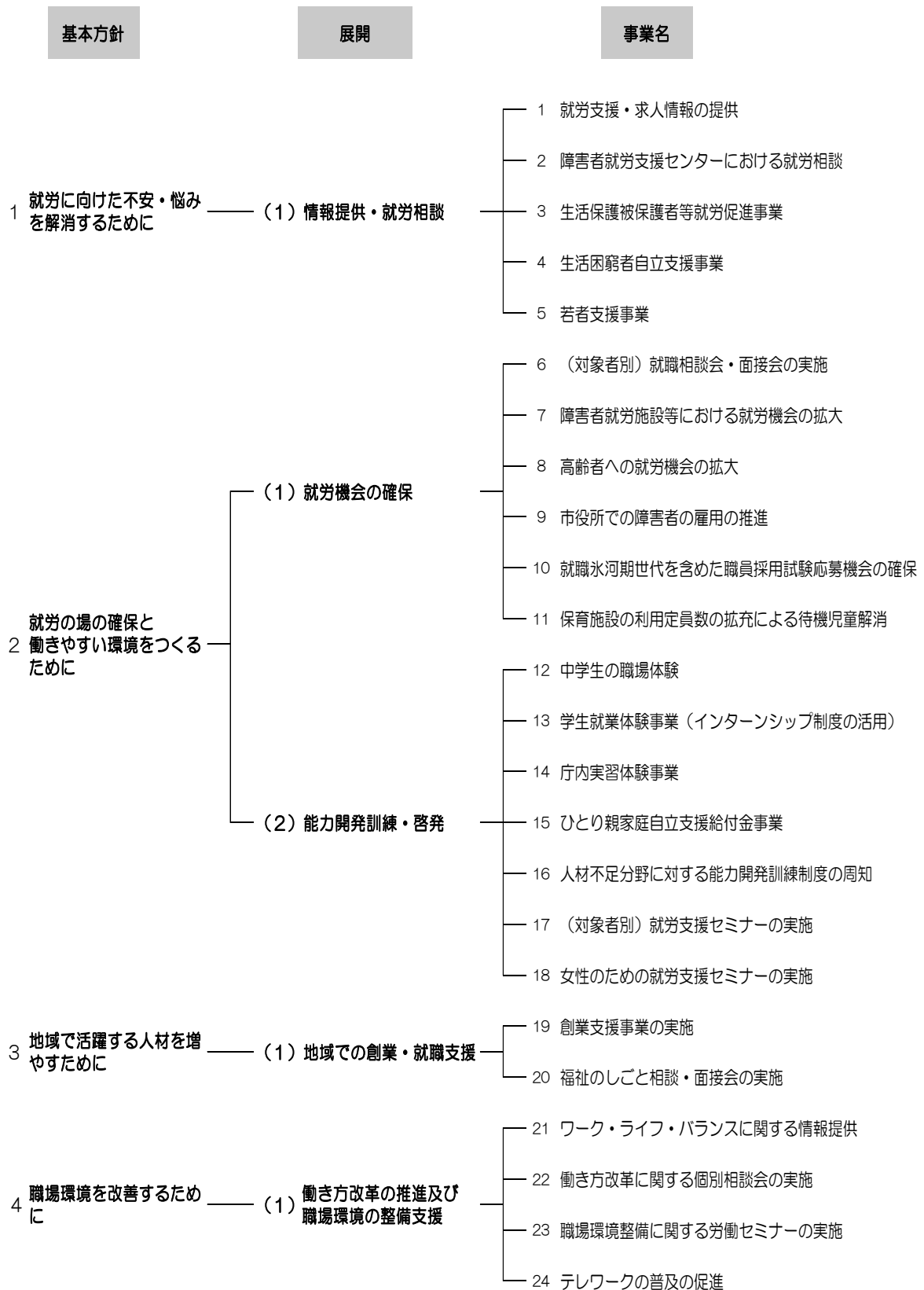
基本方針2：就労の場の確保と働きやすい環境をつくるために

基本方針3：地域で活躍する人材を増やすために

基本方針4：職場環境を改善するために



## 《全体体系図》





## 1. 就労に向けた不安・悩みを解消するために

### (1) 情報提供・就労相談

- 就労支援事業を行っている国・都・市等の情報を随時収集し、市民及び事業者へ広く周知、提供していきます。特に就労困難者に重点をおいて、情報提供を進めます。
  - 東京労働局、東京都産業労働局、東京しごとセンター多摩、東京都労働相談情報センター、ハローワーク立川、市障害者就労支援センター等との広域的な連携を進めます。
  - 市ホームページに関係機関及び庁内関係課の就労情報を集約するとともに、ハローワークインターネットサービスを活用し、市内等の求人情報の閲覧ができるようにすることで地域の人材確保を進めます。
  - 市障害者就労支援センターにおいて、就労に関する相談を実施することにより、就労に関する様々な不安や悩みを払拭し、障害者が就労につながるような支援を図っていきます。
  - 生活保護法に基づく被保護者及び要保護者を対象に、就労支援員が就労に関する相談等に応じ、被保護者等の就労の促進を図っていきます。
  - 生活困窮者が抱える多様な課題に対する相談に応じ、就労に向けた支援を中心に様々な支援を進めていきます。
  - ひきこもりの状態にある等困難を抱える若者やその家族等を早期に相談につなげるため、地域の関係機関で連携し、自立に向けた支援を行います。
- また、就労に必要な実践的な知識・技能等が欠けているだけでなく、生活リズムが崩れていたり、社会との関わりに不安を抱えているなど、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない者に対しては、今後、生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業による支援の検討を予定しています。

就労を希望する就労困難者が必要な情報を必要な時にかつ正確に、いつでも身近に知るとともに活用できるよう、市ホームページの充実に努めます。

また、仕事選び、適性、職場での人間関係等、就労に伴うさまざまな不安や悩みの払拭を図るために、よりきめ細かな就労相談業務を進めます。

このことから、以下の事業を推進します。



|      |                                                                                                                                              |           |           |           |           |           |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事業番号 | 1                                                                                                                                            | 所管課       | 経済課       |           |           |           |
| 事業名  | 就労支援・求人情報の提供                                                                                                                                 | 対象者       | 全対象者      |           |           |           |
| 内容   | 庁内や国・都などの関係機関が提供している情報を集約するなど、市ホームページにおいてオンラインでの情報提供を強化します。求職者に対しては、ハローワークの求人情報のうち市内等の求人を閲覧できるようにします。さらに各種就労支援セミナーや相談会・面接会等の情報提供の充実を図っていきます。 |           |           |           |           |           |
| 評価指標 | 指標名                                                                                                                                          | 実績        | 目標        |           |           |           |
|      |                                                                                                                                              | 令和<br>元年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
|      | 市 HP における就労支援ページへのアクセス数                                                                                                                      | 6,248 件   | 6,400 件   | 6,600 件   | 6,800 件   | 7,000 件   |

|      |                                                                                             |           |           |           |           |           |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事業番号 | 2                                                                                           |           | 所管課       | 障害福祉課     |           |           |
| 事業名  | 障害者就労支援センターにおける就労相談                                                                         |           | 対象者       | 障害者       |           |           |
| 内容   | 市障害者就労支援センターでは、障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に行っていきます。 |           |           |           |           |           |
| 評価指標 | 指標名                                                                                         | 実績        | 目標        |           |           |           |
|      |                                                                                             | 令和<br>元年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
|      | 登録人数                                                                                        | 271 人     | 280 人     | 285 人     | 290 人     | 295 人     |
|      | 一般就労者数                                                                                      | 42 人      | 44 人      | 45 人      | 46 人      | 47 人      |
|      | 定着支援対象者数                                                                                    | 168 人     | 174 人     | 177 人     | 180 人     | 183 人     |
|      |                                                                                             |           |           |           |           |           |





|      |                                                                                                      |           |                        |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------------|
| 事業番号 | 3                                                                                                    | 所管課       | 生活福祉課                  |
| 事業名  | 生活保護被保護者等就労促進事業                                                                                      | 対象者       | 生活保護法に基づく保護の被保護者及び要保護者 |
| 内容   | 生活保護法に基づく保護の被保護者及び要保護者を対象に、就労支援員が就労に関する相談に応じ、就労の指導を行うことや、ハローワークその他の機関と連携することにより、被保護者等の就労の促進を図っていきます。 |           |                        |
| 評価指標 | 指標名                                                                                                  | 実績        | 目標                     |
|      |                                                                                                      | 令和<br>元年度 | 令和<br>3年度              |
|      |                                                                                                      | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度              |
|      |                                                                                                      | 令和<br>6年度 |                        |
|      | 相談件数（延べ）                                                                                             | 1,093 件   | 1,094 件                |
|      | 就職件数                                                                                                 | 127 件     | 128 件                  |
|      |                                                                                                      | 129 件     | 130 件                  |
|      |                                                                                                      |           | 131 件                  |

|      |                                                                                       |           |                  |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------|
| 事業番号 | 4                                                                                     | 所管課       | 生活福祉課            |
| 事業名  | 生活困窮者自立支援事業                                                                           | 対象者       | 経済的に困窮し、就労意欲のある者 |
| 内容   | 生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業の実施、生活困窮者住居確保金の支給、その他の生活困窮者に対する自立の支援を講ずることにより、就労の促進を図っていきます。 |           |                  |
| 評価指標 | 指標名                                                                                   | 実績        | 目標               |
|      |                                                                                       | 令和<br>元年度 | 令和<br>3年度        |
|      |                                                                                       | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度        |
|      |                                                                                       | 令和<br>6年度 |                  |
|      | 自立相談支援機関新規相談件数                                                                        | 339 件     | 425 件            |
|      | 自立相談支援機関相談件数（延べ）                                                                      | 8,003 件   | 8,200 件          |
|      | 個別計画作成数                                                                               | 93 件      | 94 件             |
|      |                                                                                       | 96 件      | 98 件             |
|      |                                                                                       |           | 100 件            |





|      |                                                                                                                                                                                                                    |           |                       |           |           |           |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------------------|-----------|-----------|-----------|
| 事業番号 | 5                                                                                                                                                                                                                  | 所管課       | 子ども若者計画課              |           |           |           |
| 事業名  | 若者支援事業                                                                                                                                                                                                             | 対象者       | 社会生活を営む上で<br>困難を有する若者 |           |           |           |
| 内容   | ひきこもりの状態にある等困難を抱える若者やその家族等を早期に相談につなげるため、専門的な支援を行う地域の関係機関と連携し、当事者が抱える複合的な問題の解決を図り、自立に向けた支援を行います。なお、支援するに当たっては、国分寺市若者支援地域ネットワーク会議で構成する教育・福祉・保健・医療・更生保護・雇用その他の各分野の庁内各課及び厚生労働省認定事業として就労支援を行う「たちかわ若者サポートステーション」等と連携します。 |           |                       |           |           |           |
| 評価指標 | 指標名                                                                                                                                                                                                                | 実績        | 目標                    |           |           |           |
|      |                                                                                                                                                                                                                    | 令和<br>元年度 | 令和<br>3年度             | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
|      | 若者支援事業相談窓口<br>における相談件数                                                                                                                                                                                             | 26 件      | 27 件                  | 28 件      | 29 件      | 30 件      |

## 2. 就労の場の確保と働きやすい環境をつくるために

### (1) 就労機会の確保

- 若年者や中高齢者等の対象者別に、合同面接会や相談会を関係機関との共催で実施します。
- 障害者就労施設等からの優先的な物品、役務等の調達の推進を図り、就労機会の確保に努めます。
- シルバー人材センター等の事業支援を進め、高齢者への就労機会の拡大を図ります。
- 市における障害者の雇用の推進、就職氷河期世代を含めた職員採用試験応募機会の確保を進めます。
- 保育施設の待機児童解消により、子育て中の保護者が働きやすい環境づくりを推進します。

就労困難者の雇用を拡充するために、市内事業者には障害者や高齢者の就労機会の拡大につながるよう、引き続き就労困難者の雇用について啓発活動を行います。

また、市が率先して、就労困難者の雇用・就労の機会確保などの支援を計画的に進めます。

このことから、以下の事業を推進します。



|      |                                                                            |           |                                                  |
|------|----------------------------------------------------------------------------|-----------|--------------------------------------------------|
| 事業番号 | 6                                                                          | 所管課       | 経済課                                              |
| 事業名  | (対象者別)<br>就職相談会・面接会の実施                                                     | 対象者       | 全対象者                                             |
| 内容   | 求職者の就労をきめ細かに支援するため、若年者や中高齢者等の対象年代別にハローワーク立川や東京しごとセンター多摩と連携して相談会・面接会を開催します。 |           |                                                  |
| 評価指標 | 指標名                                                                        | 実績        | 目標                                               |
|      |                                                                            | 令和<br>元年度 | 令和<br>3年度    令和<br>4年度    令和<br>5年度    令和<br>6年度 |
|      | 開催回数                                                                       | 4回        | 6回    7回    7回    8回                             |
|      | 参加者数                                                                       | 210人      | 330人    385人    385人    440人                     |
|      | 採用者数                                                                       | 27人       | 42人    49人    49人    56人                         |

|      |                                                                             |           |                                                  |
|------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------|--------------------------------------------------|
| 事業番号 | 7                                                                           | 所管課       | 障害福祉課                                            |
| 事業名  | 障害者就労施設等における就労機会の拡大                                                         | 対象者       | 障害者                                              |
| 内容   | 「国分寺市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、障害者就労施設等からの優先的な物品、役務等の調達の推進を図っていきます。 |           |                                                  |
| 評価指標 | 指標名                                                                         | 実績        | 目標                                               |
|      |                                                                             | 令和<br>元年度 | 令和<br>3年度    令和<br>4年度    令和<br>5年度    令和<br>6年度 |
|      | 調達実績金額                                                                      | 4,468万円   | 4,550万円    4,600万円    4,650万円    4,700万円         |





|      |                                                                                                                     |           |           |           |           |           |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事業番号 | 8                                                                                                                   | 所管課       | 地域共生推進課   |           |           |           |
| 事業名  | 高齢者への就労機会の拡大                                                                                                        | 対象者       | 高齢者       |           |           |           |
| 内容   | 高齢者の就労機会の提供・確保に重要な役割を果たしているシルバー人材センターへの財政的支援を継続するとともに、シルバー人材センターへの業務委託の推進を図ります。これらにより高年齢者の技術・経験を生かした地域活動への参加を促進します。 |           |           |           |           |           |
| 評価指標 | 指標名                                                                                                                 | 実績        | 目標        |           |           |           |
|      |                                                                                                                     | 令和<br>元年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
|      | シルバー人材センターの会員数                                                                                                      | 663 人     | 730 人     | 750 人     | 780 人     | 800 人     |
|      | シルバー人材センターの業務委託受注件数                                                                                                 | 5,636 件   | 5,860 件   | 5,880 件   | 5,900 件   | 5,920 件   |
|      | シルバー人材センター会員の就業率                                                                                                    | 85.70%    | 86.90%    | 87.30%    | 87.70%    | 88.10%    |

|      |                                                                                |           |           |           |           |           |
|------|--------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事業番号 | 9                                                                              | 所管課       | 職員課       |           |           |           |
| 事業名  | 市役所での障害者の雇用の推進                                                                 | 対象者       | 障害者       |           |           |           |
| 内容   | 障害者雇用率を遵守し、障害者の計画的な雇用を図っていきます。<br>障害者雇用推進のために、市が率先して障害者の雇用・就労の機会確保の検討を進めていきます。 |           |           |           |           |           |
| 評価指標 | 指標名                                                                            | 実績        | 目標        |           |           |           |
|      |                                                                                | 令和<br>元年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
|      | 法定雇用率                                                                          | 2.5%以上    | 2.6%以上    | 2.6%以上    | 2.6%以上    | 2.6%以上    |

|      |                                              |           |           |           |           |           |
|------|----------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事業番号 | 10                                           |           | 所管課       | 職員課       |           |           |
| 事業名  | 就職氷河期世代を含めた職員採用試験応募機会の確保                     |           | 対象者       | 職員採用試験応募者 |           |           |
| 内容   | 就職氷河期世代を含めた多様な人材を確保するため、市職員採用試験の実施方法等を検討します。 |           |           |           |           |           |
| 評価指標 | 指標名                                          | 実績        | 目標        |           |           |           |
|      |                                              | 令和<br>元年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
|      | 34 歳以上の応募者の割合(%)                             | -         | 10%       | 10%       | 10%       | 10%       |



|      |                                                                  |           |                                                        |
|------|------------------------------------------------------------------|-----------|--------------------------------------------------------|
| 事業番号 | 11                                                               | 所管課       | 子ども若者計画課                                               |
| 事業名  | 保育施設の利用定員数の拡充による待機児童解消                                           | 対象者       | 子育て中の保護者                                               |
| 内容   | 保育施設を整備し利用定員数を拡充することで、待機児童を解消し、働く意欲のある子育て中の保護者が就業しやすい環境づくりを進めます。 |           |                                                        |
| 評価指標 | 指標名                                                              | 実績        | 目標                                                     |
|      |                                                                  | 令和<br>元年度 | 令和<br>3年度      令和<br>4年度      令和<br>5年度      令和<br>6年度 |
|      | 保育施設の待機児童数                                                       | 125人      | 30人      0人      0人      0人                            |
|      | 保育施設の利用定員数                                                       | 3,143人    | 3,543人      3,732人      3,732人      3,732人             |

## (2) 能力開発訓練・啓発

- 中学生の職場体験や大学生のインターンシップを通して、将来の職業観への刺激や就業意欲を啓発します。
- 市役所を就労に向けた訓練の場として積極的に活用します。
- 能力開発に取り組む意欲のある方を対象とした制度を活用して、就労支援を進めます。
- 人手不足分野（介護・建設業等）を含め、都立職業能力センターが実施する職業能力訓練制度について情報提供します。
- 関係機関と連携して多様な就労支援セミナーを開催します。

職業観・勤労観の育成、仕事のミスマッチを防ぐため、中学生の職場体験、大学生の就業体験としてインターンシップ等を活用します。また、障害者の就労訓練の場として市役所を活用するとともに、訓練の場として一般事業者の理解と協力が得られるよう取り組みます。

また、就労困難者が就労することができない要因として、離職期間が長期間になるなどで就労意欲に乏しい等の様々な課題があります。その解決に向けた支援として、就労支援セミナーなどの啓発活動に加え、継続的な支援を行います。

さらに就職に向けて資格や技能を身につけたいと考える人は多く、就職に役立つ情報提供や技能を身につけるための支援を行います。

このことから、以下の事業を推進します。



|      |                                                                                                                                      |           |                 |           |           |           |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| 事業番号 | 1 2                                                                                                                                  |           | 所管課             | 学校指導課     |           |           |
| 事業名  | 中学生の職場体験                                                                                                                             |           | 対象者             | 中学生       |           |           |
| 内容   | 将来の職業観・勤労観の醸成や就労への意欲を高めていくため、継続して中学生の職場体験を実施していきます。市内の事業所には、将来社会人となる中学生が職場体験をすることの重要性について、啓発活動を行いながら協力をいただき、職場体験先としての受け皿づくりを進めていきます。 |           |                 |           |           |           |
| 評価指標 | 指標名                                                                                                                                  | 実績        | 目標              |           |           |           |
|      |                                                                                                                                      | 令和<br>元年度 | 令和<br>3年度       | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
|      | 職場体験日数                                                                                                                               | 3 日       | 3 日             | 3 日       | 3 日       | 3 日       |
|      | 参加人数                                                                                                                                 | 730 人     | 1 学年または2 学年生徒全員 |           |           |           |

|      |                                                          |           |           |           |           |           |
|------|----------------------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事業番号 | 1 3                                                      |           | 所管課       | 職員課       |           |           |
| 事業名  | 学生就業体験事業<br>（インターンシップ制度の活用）                              |           | 対象者       | 大学生       |           |           |
| 内容   | 将来の職業観・勤労観の醸成や就労への意欲を高めるため、継続して学生のインターンシップ受け入れを実施していきます。 |           |           |           |           |           |
| 評価指標 | 指標名                                                      | 実績        | 目標        |           |           |           |
|      |                                                          | 令和<br>元年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
|      | インターンシップ受入れ<br>人数                                        | 10 人      | 15 人      | 15 人      | 15 人      | 15 人      |

|      |                                                                                                    |           |           |           |           |           |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事業番号 | 1 4                                                                                                |           | 所管課       | 障害福祉課     |           |           |
| 事業名  | 庁内実習体験事業                                                                                           |           | 対象者       | 障害者       |           |           |
| 内容   | 市障害者就労支援センターが実施する「訓練の場」として、市役所の業務のうち一部の仕事を実習の場として提供し、就労を目的とした実習訓練を行います。これにより、障害者の就労への第一歩につなげていきます。 |           |           |           |           |           |
| 評価指標 | 指標名                                                                                                | 実績        | 目標        |           |           |           |
|      |                                                                                                    | 令和<br>元年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
|      | 実習回数                                                                                               | 5 回       | 5 回       | 5 回       | 5 回       | 5 回       |
|      | 実習参加人数                                                                                             | 11 人      | 15 人      | 15 人      | 15 人      | 15 人      |



|      |                                                                                                                                             |           |            |           |           |           |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 事業番号 | 15                                                                                                                                          | 所管課       | 生活福祉課      |           |           |           |
| 事業名  | ひとり親家庭自立支援給付金事業                                                                                                                             | 対象者       | ひとり親家庭の保護者 |           |           |           |
| 内容   | 能力開発に取り組むひとり親家庭の保護者を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の制度の周知を行い、この制度を積極的に活用してもらうよう進めていきます。この制度を活用することにより、ひとり親家庭の保護者の能力開発や職業訓練が進められ、就労に役立てることになります。 |           |            |           |           |           |
| 評価指標 | 指標名                                                                                                                                         | 実績        | 目標         |           |           |           |
|      |                                                                                                                                             | 令和<br>元年度 | 令和<br>3年度  | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
|      | 支給人数                                                                                                                                        | 13人       | 14人        | 14人       | 14人       | 14人       |
|      | 就職者数                                                                                                                                        | 6人        | 7人         | 7人        | 7人        | 7人        |

|      |                                                                        |           |           |           |           |           |
|------|------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事業番号 | 1 6                                                                    |           | 所管課       | 経済課       |           |           |
| 事業名  | 人材不足分野に対する能力開発訓練制度の周知                                                  |           | 対象者       | 全対象者      |           |           |
| 内容   | 人材不足分野である介護職・建設業等に求職やキャリアアップを希望している方に対し、都立職業能力開発センターが実施する職業訓練制度を周知します。 |           |           |           |           |           |
| 評価指標 | 指標名                                                                    | 実績        | 目標        |           |           |           |
|      |                                                                        | 令和<br>元年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
|      | 職業訓練の受講者数                                                              | -         | 10 人      | 12 人      | 15 人      | 18 人      |
|      | 就職者数                                                                   | -         | 8 人       | 9 人       | 12 人      | 14 人      |

|      |                                                                                                                |           |           |           |           |           |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事業番号 | 17                                                                                                             | 所管課       | 経済課       |           |           |           |
| 事業名  | (対象者別) 就労支援セミナーの実施                                                                                             | 対象者       | 全対象者      |           |           |           |
| 内容   | 東京しごとセンター多摩等と連携して、若年者や高齢者のほか、就職氷河期世代など多様な就労支援セミナーを実施し、就労希望者のニーズにあった支援を行います。また、セミナー実施後の相談はオンライン等を活用しながら支援を行います。 |           |           |           |           |           |
| 評価指標 | 指標名                                                                                                            | 実績        | 目標        |           |           |           |
|      |                                                                                                                | 令和<br>元年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
|      | 共催セミナー開催回数                                                                                                     | 3回        | 5回        | 5回        | 6回        | 6回        |
|      | 参加人数(延べ)                                                                                                       | 153人      | 275人      | 275人      | 330人      | 330人      |



|      |                                                                              |           |                                                        |
|------|------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------------------------------------------------------|
| 事業番号 | 18                                                                           | 所管課       | 人権平和課                                                  |
| 事業名  | 女性のための就労支援セミナーの実施                                                            | 対象者       | 女性                                                     |
| 内容   | 結婚や出産、介護等の理由で離職した女性が、就労ブランクや家事・育児との両立など、就労に対して感じる不安を軽減するための再就職を支援する講座を実施します。 |           |                                                        |
| 評価指標 | 指標名                                                                          | 実績        | 目標                                                     |
|      |                                                                              | 令和<br>元年度 | 令和<br>3年度      令和<br>4年度      令和<br>5年度      令和<br>6年度 |
|      | 講座開催数                                                                        | 1回        | 1回      1回      1回      1回                             |
|      | 講座満足度                                                                        | 78.6%     | 80%以上      80%以上      80%以上      80%以上                 |

### 3. 地域で活躍する人材を増やすために

#### (1) 地域での創業・就職支援

- 地域での創業を支援し、地域で活用する人材を増やします。
- 地域で雇用を創出するために、特に人手不足分野である福祉施設（介護・障害・保育等）事業者による、しごと相談・面接会を実施して地域で活躍する人材を増やします。

就労困難者が就労することができない要因として、勤務場所・勤務時間など、さまざまな課題があります。その解決策として、職場と住居が近いことを意味する「職住近接」を希望する方が増えており、そのための就職支援をすることが必要です。

また、新たに創業を予定または創業後間もない方を支援することで、地域で活躍する人材を増やします。

このことから、以下の事業を推進します。

|      |                                                            |           |                                                        |
|------|------------------------------------------------------------|-----------|--------------------------------------------------------|
| 事業番号 | 19                                                         | 所管課       | 経済課                                                    |
| 事業名  | 創業支援事業の実施                                                  | 対象者       | 創業を予定または創業後間もない方                                       |
| 内容   | 創業を予定している方や創業後間もない方を対象としたセミナーや創業塾、個別相談会をオンラインも活用しながら実施します。 |           |                                                        |
| 評価指標 | 指標名                                                        | 実績        | 目標                                                     |
|      |                                                            | 令和<br>元年度 | 令和<br>3年度      令和<br>4年度      令和<br>5年度      令和<br>6年度 |
|      | 支援者数（延べ）                                                   | 206人      | 220人      230人      240人      250人                     |
|      | 創業者数（創業支援等事業計画による支援を受けた者のうち）                               | 65人       | 68人      71人      74人      77人                         |



|      |                                                                                   |           |           |           |           |           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事業番号 | 20                                                                                | 所管課       | 地域共生推進課   |           |           |           |
| 事業名  | 福祉のしごと相談・面接会の実施                                                                   | 対象者       | 全対象者・事業者  |           |           |           |
| 内容   | 市内の社会福祉法人（高齢者・障害者・児童施設等）が集まり，人材不足分野のうち福祉分野に特化した，しごと相談・面接会を国分寺市社会福祉法人連絡会と共催で開催します。 |           |           |           |           |           |
| 評価指標 | 指標名                                                                               | 実績        | 目標        |           |           |           |
|      |                                                                                   | 令和<br>元年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
|      | 開催回数                                                                              | -         | 2回        | 2回        | 2回        | 2回        |
|      | 参加者数                                                                              | -         | 100人      | 100人      | 100人      | 100人      |
|      | 採用者数                                                                              | -         | 10人       | 12人       | 14人       | 16人       |
|      |                                                                                   |           |           |           |           |           |

#### 4. 職場環境を改善するために

##### （1）働き方改革の推進及び職場環境の整備支援

- ワーク・ライフ・バランスに関する理解促進に努めます。
- 働き方改革に関する個別相談会を開催します。
- 職場環境の整備に向けた啓発を行います。
- テレワークの普及促進に向けた関連情報の提供を行います。

働き方改革は，長時間労働や非正規雇用労働者の待遇等の問題を解決することにより，多様な働き方への取組や労働参加率の向上に加え，労働者のモチベーションを高め，生産性の向上にもつながります。

そのため国や東京都が進める働き方改革に関する様々な取組について事業者や労働者の理解促進に努めることが必要です。

このことから，以下の事業を推進します。



|      |                                                                        |           |           |           |           |           |
|------|------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事業番号 | 2 1                                                                    |           | 所管課       | 人権平和課     |           |           |
| 事業名  | ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供                                                   |           | 対象者       | 全対象者・事業者  |           |           |
| 内容   | 市民や事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行います。<br>情報提供に加え、関連講座の開催等を通じた理解促進に努めます。 |           |           |           |           |           |
| 評価指標 | 指標名                                                                    | 実績        | 目標        |           |           |           |
|      |                                                                        | 令和<br>元年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
|      | 市報・HP・情報誌等による<br>情報提供                                                  | 7 回       | 9 回       | 10 回      | 12 回      | 14 回      |
|      | 講座満足度                                                                  | 100%      | 90%以上     | 90%以上     | 90%以上     | 90%以上     |

|      |                                                                                  |           |           |           |           |           |
|------|----------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事業番号 | 22                                                                               |           | 所管課       | 経済課       |           |           |
| 事業名  | 働き方改革に関する個別相談会の実施                                                                |           | 対象者       | 事業者       |           |           |
| 内容   | 東京働き方改革推進支援センターと連携し、事業主等に対し働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや労務管理等に関する課題について相談に応じます。 |           |           |           |           |           |
| 評価指標 | 指標名                                                                              | 実績        | 目標        |           |           |           |
|      |                                                                                  | 令和<br>元年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
|      | 相談会開催回数                                                                          | -         | 12回       | 12回       | 24回       | 24回       |
|      | 相談者数                                                                             | -         | 12人       | 18人       | 24人       | 36人       |

|      |                                                                  |           |           |           |           |           |
|------|------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事業番号 | 2 3                                                              |           | 所管課       | 経済課       |           |           |
| 事業名  | 職場環境整備に関する労働セミナーの実施                                              |           | 対象者       | 事業者・労働者   |           |           |
| 内容   | 東京都労働相談情報センターとの共催で、職場環境の整備に向けた啓発のため、事業主等に対する働き方改革等の労働セミナーを実施します。 |           |           |           |           |           |
| 評価指標 | 指標名                                                              | 実績        | 目標        |           |           |           |
|      |                                                                  | 令和<br>元年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
|      | 労働セミナーの開催回数                                                      | 8 回       | 9回        | 9回        | 10 回      | 10 回      |
|      | セミナー参加者数（延べ）                                                     | 616 人     | 693 人     | 693 人     | 770 人     | 770 人     |



|      |                                                                                                     |           |           |           |           |           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事業番号 | 24                                                                                                  |           | 所管課       | 経済課       |           |           |
| 事業名  | テレワークの普及の促進                                                                                         |           | 対象者       | 全対象者・事業者  |           |           |
| 内容   | 東京テレワーク推進センターと連携し、テレワークの導入・運用に取り組んでいる事業所における人材確保のための就職面接会などの周知を図ります。また、事業者に対し、テレワーク普及に関する情報提供を行います。 |           |           |           |           |           |
| 評価指標 | 指標名                                                                                                 | 実績        | 目標        |           |           |           |
|      |                                                                                                     | 令和<br>元年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
|      | 関連イベントの情報提供                                                                                         | -         | 10回       | 10回       | 10回       | 10回       |





## 資料編

### 1. 庁内・地域連携

市の「就労支援の方針」を具現化するため、労働・福祉・教育など各分野との連携、さらに市、関係機関、地域の関係団体が相互に情報交換及び交流を進めることが重要です。

このことから、以下の会議体において連携・協力して各事業を推進します。

| 組織 | 就労支援地域連絡会                                                                                                         | 所管課 | 経済課 |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 内容 | 地域雇用創出に向けた情報交換、就労支援事業を進めるため、就労支援地域連絡会を開催します。関係機関・団体との意見・情報交換、連携のほか、地域雇用の創出を目的とした事業、その他就労支援に関する事業の推進について意見交換を行います。 |     |     |

| 組織 | 就労支援推進委員会                                                                                 | 所管課 | 経済課 |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 内容 | 就労支援プランに基づく事業の推進や調整を図るため、副市長及び庁内所管部長により構成する就労支援推進委員会を開催します。これにより、庁内関係部署による調整や情報の共有化を図ります。 |     |     |

| 組織 | 就労支援プラン連絡専門部会                                                                                         | 所管課 | 経済課 |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 内容 | 庁内関係部署間の情報交換や調整を図り、就労支援策を効率的・効果的に推進するため、就労支援プラン連絡専門部会を開催します。これにより、庁内関係部署による情報の共有化、就労困難者支援の迅速な対応を図ります。 |     |     |

| 組織 | 障害者地域自立支援協議会就労支援部会                                                            | 所管課 | 障害福祉課 |
|----|-------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|
| 内容 | 福祉、労働、教育等の関係機関等の関係者が参加し、地域の就労支援に関する課題等について協議、検討を行い、地域の就労支援ネットワークの構築などに取り組みます。 |     |       |

| 組織 | 若者支援地域ネットワーク会議                                                                   | 所管課 | 子ども若者計画課 |
|----|----------------------------------------------------------------------------------|-----|----------|
| 内容 | 子ども・若者育成支援推進法に基づき、庁内の関係部署、各種行政機関及び地域で活動する団体等でネットワークを構築し、社会的自立に困難を抱える若者を支援していきます。 |     |          |



|    |                                                                                                                                           |     |       |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|
| 組織 | 生活困窮者自立相談支援事業連絡会                                                                                                                          | 所管課 | 生活福祉課 |
| 内容 | 国分寺市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱第 15 条第 3 項に基づき、自立相談支援事業の実施に係る連絡調整、法に基づき実施する事業に関すること、生活困窮者に係る情報共有及び連絡調整、その他生活困窮者の支援を効果的に実施するために必要な事項に関することについて協議します。 |     |       |

|    |                                                                                                         |     |       |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|
| 組織 | 障害者優先調達推進委員会                                                                                            | 所管課 | 障害福祉課 |
| 内容 | 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき、国分寺市障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の策定に関し、必要な事項を検討します。 |     |       |

|    |                                                                                                                    |     |       |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|
| 組織 | 男女平等推進委員会                                                                                                          | 所管課 | 人権平和課 |
| 内容 | 国分寺市男女平等推進条例第 25 条に基づき、市の男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の諮問に応じ、男女平等推進施策に係る重要事項や男女平等推進行動計画の進ちょく状況に関することについて調査審議し、答申します。 |     |       |

## 2. 策定の経過

| 日 程                                        | 内 容                    | 主な案件等                                       |
|--------------------------------------------|------------------------|---------------------------------------------|
| 令和 2 年 7 月 14 日（火）                         | 第 1 回就労支援プラン見直し検討委員会開催 | 事業評価、国分寺市の雇用・就労の現状と課題                       |
| 令和 2 年 8 月 18 日（火）                         | 第 2 回就労支援プラン見直し検討委員会開催 | 国分寺市の雇用・就労の現状と課題、目指すべき方向性（目標）と対応策の検討        |
| 令和 2 年 10 月 9 日（金）                         | 第 3 回就労支援プラン見直し検討委員会開催 | 計画（案）の検討                                    |
| 令和 2 年 10 月 16 日（金）                        | 就労支援推進委員会              | 計画（案）の報告                                    |
| 令和 2 年 11 月 11 日（水）                        | 第 4 回就労支援プラン見直し検討委員会開催 | 計画（案）の決定                                    |
| 令和 2 年 12 月 16 日（水）～<br>令和 3 年 1 月 18 日（月） | パブリック・コメント実施           |                                             |
| 令和 2 年 12 月 22 日（火）                        | 市民説明会開催                | 第二次国分寺市就労支援プラン（案）について                       |
| 令和 3 年 2 月 1 日（月）                          | 第 5 回就労支援プラン見直し検討委員会開催 | パブリック・コメントを踏まえた修正、「第二次国分寺市就労支援プラン（最終案）」について |



### 3. 国分寺市就労支援プラン見直し検討委員会

#### ○国分寺市就労支援プラン見直し検討委員会設置要綱

令和2年3月30日

要綱第11号

(設置)

第1条 国分寺市就労支援プラン（平成27年3月策定。以下「プラン」という。）の見直しについて意見交換等を行うため、国分寺市就労支援プラン見直し検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) プランの見直しに関する事項
- (2) その他市の就労支援に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員16人以内をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募により選出された市民 2人以内
- (2) 東京しごとセンター多摩の推薦を受けた者 1人以内
- (3) ハローワーク立川の推薦を受けた者 1人以内
- (4) 社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会の推薦を受けた者 1人以内
- (5) 国分寺市障害者就労支援センターの推薦を受けた者 1人以内
- (6) 国分寺市商工会の推薦を受けた者 1人以内
- (7) 公益社団法人国分寺市シルバー人材センターの推薦を受けた者 1人以内
- (8) 多摩信用金庫の推薦を受けた者 1人以内
- (9) 東京都労働相談情報センター国分寺事務所の推薦を受けた者 1人以内
- (10) 市の職員 6人以内

(謝礼)

第4条 前条第2号から第9号までの委員に対し、謝礼を支払う。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和3年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。



(意見の聴取等)

第8条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 委員会の会議は、公開する。ただし、会議の内容が、国分寺市情報公開条例（平成11年条例第33号）第9条（実施機関の公開義務）各号に定める事項に該当するおそれがあると認められる場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、市民生活部経済課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

#### **4. 国分寺市就労支援推進委員会**

○国分寺市就労支援推進委員会設置規程

平成20年7月16日

訓令第18号

(設置)

第1条 国分寺市就労支援プラン（平成27年3月策定。以下「就労支援プラン」という。）に基づく事業の推進を図るため、国分寺市就労支援推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（平成22年訓令第14号・平成27年訓令第13号・一部改正）

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 就労支援プランに基づく事業の推進に関すること。
- (2) 就労支援プランに基づく事業の調整に関すること。
- (3) その他就労支援の推進に関すること。

（平成22年訓令第14号・平成27年訓令第13号・一部改正）

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 政策部長
- (3) 総務部長
- (4) 市民生活部長



- (5) 健康部長
- (6) 福祉部長
- (7) 子ども家庭部長
- (8) 教育部長

(平成 26 年訓令第 16 号・平成 29 年訓令第 16 号・平成 30 年訓令第 11 号・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長、副委員長は市民生活部をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

(専門部会の設置)

第 6 条 委員会に国分寺市就労支援プラン連絡専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

2 専門部会は、委員会が指定する事項について調査検討し、その結果を委員会に報告する。

(平成 22 年訓令第 14 号・追加, 平成 27 年訓令第 13 号・一部改正)

(専門部会の組織)

第 7 条 専門部会は、9 人以内の職員（以下「部会員」という。）をもって組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

(平成 22 年訓令第 14 号・追加, 平成 29 年訓令第 16 号・一部改正)

(部会長及び副部会長)

第 8 条 専門部会に部会長及び副部会長を置き、委員長が部会員の中から指名する。

2 部会長は、専門部会を代表し、専門部会の会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平成 22 年訓令第 14 号・追加)

(専門部会の会議)

第 9 条 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長は、会議の議長となる。

(平成 22 年訓令第 14 号・追加)

(意見の聴取等)

第 10 条 委員会及び専門部会（以下「委員会等」という。）は、委員会等の運営上必要があると認めるときは、委員及び部会員（以下「委員等」という。）以外の者を会議に出席させ、



その意見を聴き、又は委員等以外の者から資料の提出を求めることができる。

(平成 22 年訓令第 14 号・旧第 6 条繰下・一部改正)

(庶務)

第 11 条 委員会等の庶務は、市民生活部経済課において処理する。

(平成 22 年訓令第 14 号・旧第 7 条繰下・一部改正)

(委任)

第 12 条 この規程に定めるもののほか委員会等の運営について必要な事項は、別に定める。

(平成 22 年訓令第 14 号・旧第 8 条繰下・一部改正)

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成 22 年訓令第 14 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成 26 年訓令第 16 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年訓令第 13 号)

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年訓令第 16 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成 30 年訓令第 11 号)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 第二次国分寺市就労支援プラン

発行日 令和3年2月

発行 国分寺市

編集 市民生活部経済課

〒185-8501

東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

電話 042-325-0111（代表）